

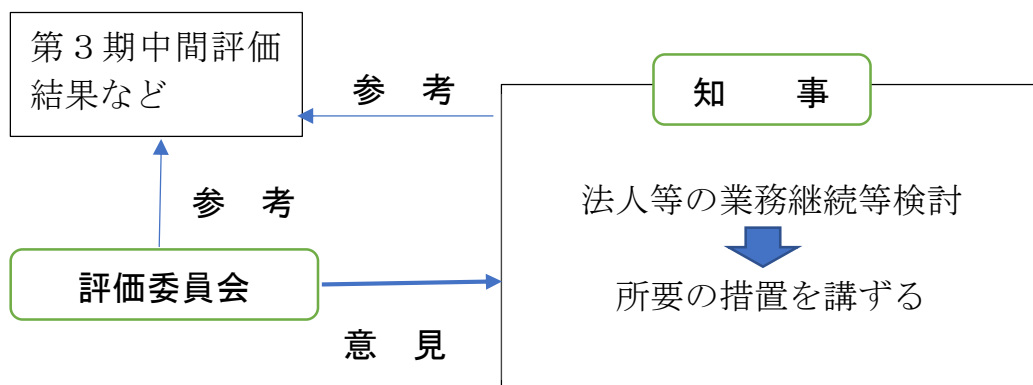
中期目標期間終了時の検討及び中期目標の策定について

1 中期目標期間終了時の検討

地方独立行政法人法第 79 条の 2

設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。



2 中期目標の策定

地方独立行政法人法第 25 条（第 78 条による読替後）

設立団体の長は、6 年間に於いて地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更した時も同様とする。

- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

